

身体障がい者補助犬について

あなたに知ってほしいこと

身体障がい者補助犬とは

身体障がい者補助犬とは、目・耳・手足に障がいのある人の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障がいのある人のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできる様々な場所に同伴できます。

● 盲導犬

街中で視覚障がいのある人を、障害物をよけながら安全に誘導します。ハーネス（胴輪）をつけていて、「盲導犬」と表示しています。

● 聴導犬

聴覚に障がいのある人に音を知らせます。お湯の沸いた音、ドアチャイム、電話の着信音などを聞き分けて伝えます。「聴導犬」と表示しています。

● 介助犬

手や足などに障がいのある人の日常生活動作をサポートします。電気を付けたり、物を拾って渡したり、着脱衣の介助などをします。「介助犬」と表示しています。

身体障がい者補助犬の受け入れへ ご理解とご協力をお願いします

補助犬は、「身体障害者補助犬法」において、人の立ち入ることのできる様々な
場所で受け入れるよう義務づけられています。

補助犬は、身体に障がいのある人の自立と社会参加に重要な役割を担っています。
ご理解いただき、ご協力をお願いします。

仕事中の補助犬には、話しかけたり、勝手にさわったりして気を引く行為をしないよ
うにしましょう。

補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。ユーザーは与える食事の量や水
の量、時刻をもとに犬の排泄や健康を管理しています。

補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要あ
りません。

受入れの際、他のお客様などには、「身体障害者補助犬法」において受入れ義
務があること、補助犬の行動や管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明
し、理解を求めてください。

補助犬が通路をふさいだり、匂いをかき回るなど困った行動をしている場合は、補助
犬ユーザーにはっきり伝えてください。

補助犬を同伴していても援助を必要とする場合があります。困っている様子を見
かけたら、声をかけ、コミュニケーションをとってください。

詳しくは

しまねけんけんこうふくし ぶしょう ふくし か
島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6527 ファックス：0852-22-6687

まつえしふくし ぶしょう しゃふくし か
松江市福祉部障がい者福祉課

〒690-0846 松江市末次町86 電話：0852-55-5304 ファックス：0852-55-5309